

山梨県DV被害相談促進動画制作等業務委託に関する質問事項に対する回答

(8月23日～8月29日) 受付分

No.	質問	回答
1	<p>本件はネット広告の広告費実費も範囲内でしょうか？その場合、アクセス数の目標値などCV値として指標はありますか？</p>	<p>広告費実費についてお見込みのとおりです。再生回数は50万回程度を想定しています（県内の15～64歳453,633人（R2国勢調査）が1回以上見られる設定）。</p>
2	<p>本件はセンシティブな内容を取り扱うため、広告の性質上、ネット広告で掲載不可になる可能性がございます。広告を実際に申請してみないと可否がわからない為、掲載不可になる可能性があることは事前にご了承いただけますでしょうか？</p>	<p>使用する広告媒体の規則等に抵触しない形での動画制作をお願いします。</p>
3	<p>相談電話をかけてもらうためのハードルを、いかに下げられるのか課題です。実際に被害者からの電話相談があった場合、ご担当の方は最初に何と声掛けしますか？必ず言う言葉や、話しかける際に気を付けていることなどがあれば教えて下さい。</p>	<p>声掛けよりも、傾聴を大事にしています。「今日はどうされましたか？」と尋ねた後は、相談者様が話したい内容に耳を傾け、何を訴えたいのか、何を求めているのかを考えつつ、その都度質問や助言をいたします。なかなか言葉が出てこない場合は、ひたすら待つこともいたします。ゆったりとしたペースで話しかけ、急かさなことを心がけています。</p>
4	<p>ご担当者の立場から、どういう風に悩みを打ち明けられると相談に乗りやすいのか簡単なアドバイスがあれば教えて下さい。</p>	<p>しっかりとした御意見をお持ちの方もいらっしゃいますが、気持ちが混乱していて、話したいことが整理できない方のほうが多くいらっしゃいます。どのようなご様子であっても、ご連絡さえいただければ、お話の内容をじっくり聴き取り、お応えするよう努めます。</p>
5	<p>電話相談は、匿名でも大丈夫ですか？また何度かけても大丈夫ですか？</p>	<p>匿名相談可能で、回数制限はございません。</p>

No.	質問	回答
6	携帯電話で相談するとDV相手に履歴をチェックされるのが怖くて、相談できないという悩みはありますか？また、実際にそういった事例があった場合、どのように対応されたのか教えてください。	あります。基本的に、履歴は削除するようお伝えしています。可能であれば公衆電話をおすすめしています。
7	山梨県内の若年層DV被害者について、相談件数（または被害者数）の増加がわかる集計データなどがあればいただけますか。潜在的な被害者が、相談件数の何倍程度いるとされているのか、山梨県内で、想定されている数字があれば教えてください。	データはありますので、契約後に協議します。潜在的被害者の正確な数字をお伝えすることはできませんが内閣府の調査（令和2年度男女間における暴力に関する調査報告書）によると配偶者から何らかの被害を受けたことがあった人のうち、「相談しなかった」人は、47.4%にのぼります。
8	デートDV防止啓発パンフレット（令和3年7月発行）に掲載されているデートDVのチェックリストや、Q&Aの内容は動画内での使用は可能でしょうか。	可能です。
9	シナリオ制作の条件になっている県内大学生の意見はいつ頃を目途にいただけますでしょうか？	契約締結後ただちにお渡しすることを予定しています。
10	山梨県配偶者暴力相談支援センターに寄せられたDV相談についてどのように連絡が入るのでしょうか。（電話？メール？）	被害者からの電話もしくは被害者が来所する形で相談を受けます。
11	山梨県配偶者暴力相談支援センターに寄せられたDV相談について年代や内容などデータはございますか？	DV相談のデータはあります。ただし、お伝えできる内容については契約後に協議します。

No.	質問	回答
12	山梨県配偶者暴力相談支援センターに寄せられたDV相談について相談後、どのような対応を取られているのか？	<p>まず相談の方法として、電話相談、来所相談がござい ます。電話相談は、匿名・所在地不明であっても関係なく 受け付ける相談です。来所相談は当所に来ていただき、 直接対面しての相談です。</p> <p>電話相談後、来所を希望される方は予約をお取りしま す。希望されない方には「またいつでもお電話くださ い」とお伝えしています。危険性・緊急性が高いと判断 した場合は、すぐに警察へ連絡し、安全確保を図るよう 促しています。来所相談の場合、必要性が認められ、な おかつ相談者様の同意が得られた場合に限り、関係機関 に連絡をとり、情報共有をおこなっています。</p>